

募集等に係る株券等の顧客への配分に係る基本方針

1. 当社は、募集（日本証券業協会「株券等の募集等の引受け等に係る顧客への配分に関する規則」（以下「配分規則」といいます。）第1条に規定する「募集」をいいます。以下同じ。）の取扱い又は売出し（以下「募集等」といいます。）に係る株券等のお客様への配分において、お客様の多様な運用のニーズを的確に捉え、マーケットメカニズムに応じつつ、適切かつ多様な商品を提供することを旨として業務を行っております。
2. 株券等の配分を行うに際して、当社はあらかじめお客様の需要動向の把握に努め、適切な募集等の取扱いを行うとともに、公平かつ公正な配分に努めることを基本方針としております。
3. 当社では、次に掲げる方針に従って、募集等に係る株券等のお客様への配分を行います。なお、当社のサービスは個人のお客様のみを対象としており、すべてのお客様に対して次に掲げる方針が適用されます。

(1) 新規公開株の場合

新規公開株のお客様への配分は、配分の機会を公平に提供するため、当社配分可能株数のすべてについて抽選により配分先を決定致します。新規公開株の抽選は、次の要領で行います。

- ① 抽選はブックビルディング期間中に当社会員ページを通じて需要申告をし、かつ、別途配分の申込みを行ったお客様を対象に、抽選日（購入申込最終日の午後3時以降）に当社が行います。なお、できるだけ多くのお客様に配分が行われるよう、一のお客様からの配分申込の数量は5単位を上限とし、当社の配分可能数量等を勘案し銘柄毎に定めることとしております。
- ② 抽選にあたっては、抽選対象となる配分申込毎に番号（乱数）を付し、その番号を対象に抽選を行います。
- ③ 抽選の結果、当選しなかった場合は、当該申込みの効力はなくなったものとみなします。
- ④ 抽選の結果は、その内容に係わらずログイン後の会員ページにてお知らせします。
- ⑤ 抽選は、次に掲げるような場合には、その割合を引き下げることまたは抽選のよる配分を採用しないもしくは中止することがございますので、あらかじめご了承ください。
 - i ブックビルディングの需要が積み上がらない場合
 - ii 配分申込（抽選申込）の数量が当社における配分予定数量に満たない場合
 - iii 抽選を行う数量が5単位に満たない場合
 - iv その他、上記に準ずる合理的な理由があると当社が判断した場合

なお、上記①～⑤の要領に係わらず、銘柄により当社において需要申告の受付を行わない場合があります。その場合、すべてのお客様を配分申込みの対象とし、申込みの意思表示をされたすべてのお客様を対象に抽選を行います。

(2) 新規公開株以外の場合

株券以外の有価証券の新規公開に際しての配分、及び既公開株等の配分（以下、「その他の配分」といいます。）につきましても、上記(1)に準じて配分を行うこととしています。

4. 当社は、過度な集中配分及び不公正な配分とならないよう、原則として、年間を通して新規公開株の配分は一人のお客様につき3回を上限とし、配分を行うこととしております。
5. 配分先は、ブックビルディング期間中に需要申告を行い、かつ配分申込の意思表示を行ったお客様の中から決定致します（需要申告の受付を行わなかった場合は配分申込の意思表示を行ったすべてのお客様の中から決定します。新規公開株の抽選の方法は3（1）①を参照）。
但し、お客様から配分申込をなされた数量が、当社の配分予定数量に満たない場合には、需要申告を行ってないお客様にも、当社とのお取引の状況等を勘案し、勧誘を行った結果、配分することがあります。
6. 需要申告及び配分申込は、当社会員ページ内の専用ページでのみ受け付けます（新規公開株の抽選による場合は、3（1）①を参照。）
7. 需要申告の受付期間、受付方法、仮条件等、各新規公開案件における具体的なブックビルディングの要領については、各案件の発行会社が作成する有価証券届出書及び目論見書に記載されます。これらに需要申告及び配分の申込みの受付期間、受付方法、抽選等の当社における配分の要領を加えた情報は、その案件のブックビルディング開始から申込期間終了までの間、当社ホームページ（<https://www.click-sec.com/>）に掲載し、お知らせします。
8. 個別の事案において、6までにお示しした内容と異なる方針でブックビルディングまたは配分を行う場合は、その変更の理由とともに、7と合わせてお知らせ致します。
9. 当社におきましては、顧客の損失を補填しまたは利益を追加する目的での株券等の配分を行わない等、金融商品取引法や自主規制団体の規則を遵守することはもとより、①発行会社が指定するもの、②当社の役職員、③当社に対して特定の利便を与える等、社会的に不公平感を生じせしめる者、④暴力団員及び暴力団関係者、いわゆる総会屋等社会的公益に反する行為をなす者への配分を行わないこと、⑤新規公開株の配分において同一顧客への過度な集中配分を行わないこと、更に他の商品の購入を条件に新規公開株の配分を行う等の不正な配分を行わないなど、その配分のあり方について社内規則に明記し遵守に努める所存であります。
なお、需要申告及び配分の申込みがこれらに該当するお客様からのものであることが判明した場合、その申告または申込みはお受け致しません。
10. 以上の基本方針に基づき、公正な配分を通じて証券市場の発展に寄与していくことが、当社の使命であると考えております。

平成 26 年 7 月 22 日
GMOクリック証券株式会社